

研修会参加報告書

令和4年7月20日
郁政クラブ 矢口 勝雄

◇ 地方議員研究会 主催

- ・ 10年目までの議員向け特別セミナー1
- ・ 10年目までの議員向け特別セミナー2

研修受講時間 各2時間30分

◇ 受講日：令和4年7月8日

◇ 講 師：日本公共経営研究所 宮本 正一 氏

27歳で寝屋川市議会議員に当選後、5期20年間務め市議会議長も経験する
現在、同志社大学生命医科学部研究員、
カリフォルニア州ロチェスター大学特任教授、
吉野町役場政策アドバイザー、寝屋川市有効者

当日は参議院議員選挙期間中であったことが影響したのか、受講者は私一人のみであった。このおかげで、個人的な質問まで遠慮なくすることができ、これまでの議員生活3年間に抱いた疑問に対しすべて答えていただけた。その結果、私が議員としてこれから取り組むべきことが明確になった。
今まで受講した研修会の中で、吸収できることが一番多かったと思っている。

この報告書では、講習会の中で特に重要性を感じたところや興味深かった点をあげてみる。

◆ セミナー1

○ 市民陳情・市民要望

どんな陳情でも徹底的に耳を傾ける、真摯な態度で
「傾聴 さ・し・す・せ・そ」を用いて
「傾聴 か・き・く・け・こ」はNG

○ 請願の扱いに対する基本方針（ルール）を会派内で作成を検討する価値あり

例：我が会派の請願の採択基準は、請願が妥当であって、その上実現の可能性があるものは署名（賛成）すべきだと考えています。

- ① 法令上可能である事
- ② 財政的・行政的な根拠がある事
- ③ 近い将来実施できる事

- 直接請求 住民の発意により、直接に地方公共団体に一定の行動を取らせるもの
イニシアチブ 直接民主主義の1形態で、構成員が直接、議案を提出する事ができる権利
または制度

この制度は一般の有権者が行使するだけでなく、議員も場合によっては政策実現のための有効な手段として利用するべきだ。有権者の50分の一以上の署名。土浦市であれば2300。

- 議長を味方につけること

議長には質問と答弁がかみ合うように議事進行する義務がある。

そのため通告内容は具体的な方が有利。執行部の答弁が質問に対しきちんと答えていない時には、執行部に対して直接答えを要求するばかりでなく、議長を通して要求するとよい。

◆ セミナー2

- 情報発信ツールとしてSNSの活用

全ての年代において、SNS利用率上位はYouTube、LINEである。これからはこちらを積極的に利用すべし。

- 理想の地方議員とは

- ・ からの地方自治体として ①効率的・自主的な経営をしている
②市民・NPO団体との具体的な協働
- ・ からの地方議員として ①新しい市民ニーズへの対応力
②地域問題の明確化

以上のことの実現や解決プロセスの可視化を実施できる政治家であること

- 議員と議会の権限を再認識する

- ・ そもそも地方議員の権限とは ... 実は絶大な権力である
①発言権 ②表決権 ③動議提出権
- ・ 議会の権限
①憲法による裏付け ②地方自治法による裏付け ③二元代表制の実際

- 質問のための情報収集

- ①国・都道府県に直接アクセスする

地方議員は私人ではなく公人である。枕詞は「○市議会議員の△です。」

国・都道府県職員は無料アドバイザーだと思え。彼らは意外と懇切丁寧。

- ②定例懇話会

マスコミと。警察、保健所等外部団体と。

③住民・関係者から直接入手

議会レポート作成、街頭演説、市政報告会

◇ 受講しての全体的な感想

講師はご自身の議員としての豊富な経験を基に、議員活動をしていく上での押さえておくべきポイントを分かりやすく話された。特に実用的で実践可能な情報は本当にありがたく感じた。「10年目までの議員向け」のセミナーとなっていたが、議員1期目で丸3年経験をした私には、ドンピシャのタイミングであったと思うし、受講者が私のみで質問し放題できたのは大きな幸運であったと思う。

イニシアチブという言葉を聞くのは、高校生の時の公民の授業以来であったかも知れない。この制度を活用できるとは夢にも思わなかったのが正直なところだが、そのことを知っているのは大きいと思う。

今回の講習で得たことを、今後より良い議会・議員活動とするために活用していきたいと思う。

以上